

議案第14号

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正

## 飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中（ア）を削り、同号（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続きて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号（イ）を同号（ア）とし、同号（ウ）を同号（イ）とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 飛騨市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <p><u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>第1条 略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>

第2条の2～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する

\_\_非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第19条～第21条 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第2条の2～第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定め

る非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第19条～第21条 略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。  
以下 略

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように  
するため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施  
(2) 育児休業に関する相談体制の整備  
(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置  
第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。  
以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p><b>【改正の背景】</b></p> <p>令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、当該措置のうち非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、令和4年4月1日から適用すべく所要の措置を行うよう、総務省から地方公共団体に対して通知があった。</p> <p>また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項の規定において地方公共団体の職員の勤務時間・休暇等の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められている。</p> <p>以上から、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の改正内容に即した内容とするため、当該条例を改正するもの。</p>
条例の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」を廃止 (第2条関係)</p> <p>(2) 非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和 要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」を廃止 (第18条関係)</p> <p>(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境整備のための措置規定の追加</p> <p>① 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認</p> <p>② 育児休業に関する研修実施や相談体制の整備等 (第22条、第23条関係)</p>

市民への影響等	<p>(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 継続的な勤務が見込まれる非常勤職員（会計年度任用職員）について、採用当初から育児休業が取得可能となる。</p> <p>(2) 非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和 継続的な勤務が見込まれる非常勤職員（会計年度任用職員）について、採用当初から部分休業が取得可能となる。</p> <p>(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境整備のための措置規定の追加 職員（非常勤職員を含む）が育児休業を取得しやすい環境となるとともに、取得手続きが円滑化される。</p>
施行日	令和4年4月1日
備考	